

第33回成田市農業委員会総会議事録

平成26年3月19日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成26年3月19日(水)

午後2時から午後3時23分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 27名

議長	宍倉 日出夫	16番	萩原 十郎
1番	仲山 綾夫	17番	岡野 政男
2番	高木 勲	18番	石井 賢二
3番	瀧澤 きみ子	19番	田代 實喜彌
5番	大嶋 幹夫	20番	若松 義幸
7番	根本 喜久治	21番	土井 富司
8番	櫻井 浩子	22番	小嶋 勲
9番	池谷 正幸	23番	成毛 太津夫
10番	岩澤 貞男	24番	成毛 孝
11番	伊藤 勝	25番	朝倉 けい子
12番	海保 博	26番	岩立 隆
13番	一畝田 俊樹	27番	加瀬 雅英
14番	川崎 貞男	28番	佐藤 敏郎
15番	小貫 善之		

5. 欠席委員

4番 石原 輝夫 29番 荒居 和恵

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定について

議案第6号 平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

議案第7号 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 藤田久男

主幹兼振興係長 矢崎光二

農地係長 寺本直弘

主査 平山美登

主査 緒方勤

(午後2時 開会)

○議長 ただいまの出席委員は27名です。欠席委員は、4番・石原委員、29番・荒居委員です。定足数に達しておりますので、只今から第33回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、2月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、12番・海保博委員、13番・一畝田俊樹委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について

議案第6号 平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

議案第7号 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案7件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。2件の申請がございました。1番、山口にお住いの譲受人が、山口にお住いの譲渡人より、山口の畑1筆、119㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に隣接した農地を取得したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作が出来ないため申請地を譲渡したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、匝瑳市にお住いの譲受人が、大沼にお住いの譲渡人が所有する大沼の畑、1筆、4,263㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、申請地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢であり後継者もいないため申請地を譲渡したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。②贈与でございます。1件の申請がございました。1番、芝にお住いの譲受人が、芝にお住いの譲渡人が所有する芝の田4筆、6,754㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、父から農地の贈与を受け農業経営を開始したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、農業後継者である子に農地を贈与したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、下福田にお住いの賃借人が、下福田にお住いの賃貸人が所有する下福田の田2筆、4,265㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅から近く耕作に便利な農地を借り受けたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢であり後継者もいないため申請地を貸し付けたいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、JR成田線の北側

の山口集落内の農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、県道佐原多古線の東側の市道大沼中央線に隣接した農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の中で、売買金額が安いと思われるが理由はあるのか、との質問があり、売買金額については相対の話であり明確な理由は分かりませんが、過去に譲受人が申請地に隣接する農地を買っているなどの諸事情があるものと推察されるとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きます事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番から2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしていると思います。それから「農作業に常時従事すること」についても、1番については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が、150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われます。2番は農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。

また、地域との調和要件ですが、1番は畑を取得し、野菜類を作付けしたいという営農計画です。2番は畑を取得し、植木を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われます。

以上のことから売買の1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、②贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ②贈与の1番につきましては、申請地は、市道芝昭栄線に近い農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすことになると思われまます。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われまます。また、地域との調和要件ですが、田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

譲受人は、今年の2月に22ヘクタールの農業経営を行っている譲渡人とその妻が転居するまでは、同居して一緒に農業を行っており、新規に農業をはじめのものではありません。譲受人の現在の耕作面積は全くありませんが、この3条の許可を受けることにより50a以上の面積を取得しますので、農家要件を満たすことになると思われまます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、川崎委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(川崎委員退室)

○議長 次に③賃借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、国道408号線と市道松崎下福田線の間にある農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、③賃借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ③賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしていると思います。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。また、地域との調和要件ですが、田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

退席されていた川崎委員の入室をお願いします。

(川崎委員入室)

○議長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 5ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

1番、大室にお住いの申請人が、大室の畑2筆、1, 695㎡を太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料5ページに案内図、6ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は、市道野毛平大室線に近い農地で、現況は耕作されておりませんが、良好に管理されておりました。審議の中で、隣接する山林を含めての事業計画かとの質問があり、山林・原野を含めて事業面積は4,825㎡になるとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、7月1日着手、7月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省は設備認定済みです。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、所有地であり問題ありません。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、耕作されておらず特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 6ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

①使用貸借権の設定でございます。4件の申請がございました。1番、本城にお住いの借受人が、本城にお住いの貸付人が所有する本城の宅地(現況 畑)1筆、165.30㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、現在、父と同居をしているが子供の成長に伴い家が手狭になってきたため、父の所有する土地に専用住宅を建築しようとするものでございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

2番、所にお住いの借受人が、所にお住いの貸付人が所有する所の畑1筆、396㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、現在、父と同居をしているが子供の成長に伴い家が手狭になってきたため、父の所有する土地に専用住宅を建築しようとするものでございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

7ページをお開き願います。3番、猿山にお住いの借受人が、猿山にお住いの貸付人が所有する猿山の畑1筆、1,073㎡の内475.26㎡に使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。

4番、猿山にお住いの借受人が、猿山にお住いの貸付人が所有する猿山の畑1筆、1,073㎡の内526.25㎡に使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第3号、①使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、主要地方道八街三里塚線の西側の本城小学校に近い農地で、現況は畑として良好に管理されていました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、預金通帳の写し及び融資見込証明書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、5か月後に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法及び道路法は協議中です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)で64.45㎡、申請面積は165.30㎡であり、建築面積の2/2分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はなく、特に支障はないと思われれます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、①使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○**小委員長** ①使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、国道51号線の北側の所集落に近い農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○**議長** 緒方主査

○**緒方主査** 5条①使用貸借権の設定の2番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、領収書の写し及び融資見込証明書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、5月1日着手、9月10日に完了の予定です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)で99㎡、申請面積は396㎡であり、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○**議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、①使用貸借権の設定の3番と4番は関連がございますので、一括して審議いたします。

小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○**議長** 伊藤小委員長

○**小委員長** ①使用貸借権の設定の3番と4番につきましては、申請地は、主要地方道横芝下総線の東側の下総中学校に近い農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の中で、実測面積を合しても登記簿面積にならないが、地籍更正するの

か、との質問がありましたが、確認していないとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の3番と4番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①使用貸借権の設定の3番と4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、5月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは設備認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、特に支障はないと思われれます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、分割して採決いたします。

まず、①使用貸借権の設定の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の3番は可決されました。

次に、①使用貸借権の設定の4番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の4番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、成毛孝委員、朝倉委員、加瀬委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(成毛孝委員、朝倉委員、加瀬委員退室)

○議長 次に、議案第4号、平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第4号、平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、9ページのとおり、平成26年度第1次農用地利用集積計画（案）についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、10ページから11ページの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表（案）は、13ページから51ページをご覧ください。

10ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間1年のものが6,317㎡、2筆、1件で、詳細は13ページの1番でございます。同じく契約期間3年のものが932㎡、2筆、2件で、詳細は22ページの1番と46ページの1番でございます。同じく契約期間10年のものが763㎡、1筆、1件で、詳細は13ページの2番でございます。

次に、賃借権設定でございます。契約期間3年のものが731,777.07㎡、478筆、83件で、詳細は13ページの3番から14ページの7番までと、それから22ページの2番から45ページの74番まで、そして最後に46ページの2番から6番まででございます。同じく契約期間5年のものが10,281㎡、5筆、4件で、詳細は14ページの8番から11番まででございます。同じく契約期間6年のものが94,506㎡、75筆、21件、詳細は14ページの12番から19ページの32番でございます。同じく契約期間10年のものが50,429㎡、32筆、12件で、詳細は19ページの33番から21ページの44番でございます。合計の契約面積は895,005.07㎡、田357筆、69件、472,172㎡、畑224筆、53件、413,267㎡及び宅地14筆、2件、9,566.07㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積84,064㎡、田64筆、17件、67,412㎡、畑8筆、4件、16,652㎡、再設定が契約面積810,941.07㎡、田293筆、52件、404,760㎡、畑216筆、49件、396,615㎡、宅地14筆、2件、9,566.07㎡でございます。

11ページでございます。1-2利用権設定（転貸）でございます。農地利用集積円滑化団体であります公益財団法人成田市農業センター、かとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。使用貸借権の設定はございませんでしたので、全て賃借権の設定でございます。契約期間6年のものが66,772㎡、53筆、18件で、詳細は47ページの1番から50ページの18番まででございます。同じく契約期間10年のものが33,974㎡、19筆、8件で、詳細は50ページの1

9番から51ページの26番まででございます。合計の契約面積は100,746㎡、田64筆、21件、79,623㎡、畑8筆、5件、21,123㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積47,330㎡、田37筆、10件、38,828㎡、畑4筆、2件、8,502㎡、再設定が契約面積53,416㎡、田27筆、11件、40,795㎡、畑4筆、3件、12,621㎡でございます。

以上で議案第4号、平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第4号、平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成26年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(成毛孝委員、朝倉委員、加瀬委員入室)

○議長 次に議案第5号、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 52ページをお開き願います。議案第5号、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定について、でございます。

新たな農地政策の方向である「農地改革プラン」により農地制度の見直しが行われ、農地関連法が改正されましたが、新たな農地制度が効果を上げるためには、現場で中

心となって制度を運用する農業委員会の役割が益々重要になっております。

また、農地改革プランでは、「農業委員会については、その事務が的確に実施されることを確保しつつ活動状況を検証する」とされており、農地制度の運用を担う農業委員会の事務の点検・検証や、農業委員一人ひとりの意識改革等を狙いとして、農林水産省より「農業委員会の適正な事務実施について」という通知が発せられました。議案第5号につきましては、この通知に基づき策定しているものでございます。

議案の内容は、平成25年5月の総会で可決をいただきました、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の実施状況を点検・評価し、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定するものでございます。

53ページでございます。平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。Ⅰ．法令事務に関する点検、1．総会等の開催及び議事録の作製でございます。（1）総会等の開催日・公開である旨の周知状況については周知しており、周知の方法は市役所掲示板及びホームページに掲載しております。（2）総会等の議事録の作製については作製しており、作製までに要した期間は3週間、改善措置は会議終了後、速やかに作製すると記載させていただきました。（3）議事録の内容については詳細なものを作製しており、改善措置は審議の経過及び項目が、分かりやすいように作製すると記載させていただきました。（4）議事録の公表については公表しており、公表の方法は行政資料室、事務局窓口での閲覧及びホームページに掲載しております。

54ページをお開き願います。2．事務に関する点検でございます。（1）農地法第3条に基づく許可事務、（2）農地転用に関する事務、55ページでございます。（3）農業生産法人からの報告への対応、（4）情報の提供等、（5）農用地利用集積計画の決定につきましては、それぞれの点検項目について実施状況を記載いたしました。

56ページでございます。Ⅱ．法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価でございます。1．現状及び課題、2．平成24年度の目標及び実績、3．2の目標の達成に向けた活動、4．評価の案につきましては、それぞれの項目について現状や課題、実績等を記載させていただきました。これは各農業委員が農地法第30条の規定に基づき現地確認を行った結果でございます。

57ページをお開き願います。Ⅲ．促進等事務に関する評価でございます。1．認定農業者等担い手の育成及び確保、（1）現状及び課題、（2）平成25年度の目標及び実績、（3）（2）の目標の達成に向けた活動、（4）評価の案で、それぞれの項目について実績を掲載させていただきました。58ページでございます。2．担い手へ

の農地の利用集積でございます。(1)現状及び課題、(2)平成25年度の目標及び実績、(3)(2)の目標の達成に向けた活動、(4)評価の案につきましては、それぞれの項目について実績を記載いたしました。

59ページをお開き願います。3.違反転用への適正な対応でございます。(1)現状及び課題、(2)平成25年度の目標及び実績、(3)(2)の目標の達成に向けた活動、(4)評価の案につきましては、それぞれの項目について実績を記載いたしました。

60ページでございます。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。I.法令事務(遊休農地に関する措置)については、1.現状及び課題、2.平成26年度の目標案及び活動計画案を記載いたしました。

61ページをお開き願います。II.促進等事務でございます。1.認定農業者等担い手の育成及び確保については、(1)現状及び課題、(2)平成26年度の目標案及び活動計画案を記載いたしました。

62ページでございます。2.担い手への農地の利用集積については、(1)現状及び課題、(2)平成26年度の目標案及び活動計画案を記載いたしました。3.違反転用への適正な対応については、(1)現状及び課題、(2)平成26年度の目標案及び活動計画案を記載いたしました。

なお、今後の予定でございますが、可決いただきましたら市のホームページ及び事務局窓口で公表し意見を募集いたします。その後、意見を踏まえて点検・評価や目標及び活動計画を修正し、5月総会で再度ご審議をいただき、6月中に農林水産省へ報告する予定でございます。

以上で議案第5号、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第5号、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の策定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の策定について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第6号、平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（藤田事務局長の挙手あり）

○議長 藤田事務局長

○事務局長 63ページをお開き願います。議案第6号、平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業料金の設定について、でございます。農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、千葉県農業会議が設定する千葉県農作業標準賃金及び機械作業標準料金に統一できるよう調整してまいりました。千葉県農業会議で算定している種目につきましては、平成23年度から千葉県農業会議の算定額を使用しております。

64ページでございます。平成26年度農作業標準賃金及び機械作業標準料金（案）でございます。まず、1. 農作業標準賃金につきましては、平成26年度の千葉県農業会議の算定額を使用いたします。水田作業は9,900円、畑作業は8,200円で、でございます。

次に、2. 機械作業標準料金につきましても、千葉県農業会議の算定額を使用いたします。水田耕起は6,000円、水田代かきは6,200円、畦塗りは36円、植え付けは7,100円、刈取脱穀は17,100円、乾燥調整は2,800円、育苗は780円でございます。

最後に、畑耕起についてでございますが、千葉県農業会議では料金設定をしておりませんので、本年度から畑耕起の作業料金については掲載しておりません。なお、議決後は、広報なりた・市のホームページ等でお知らせいたします。

以上で議案第6号、平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（伊藤小委員長の挙手あり）

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第6号、平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。しかしながら、畑耕起の料金につきましては、畑作中心の委員のご意見を踏まえ、慎重にご検討いただきたいとの意見がありました。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、詳細な説明をお願いします。
(矢崎主幹の挙手あり)

○議長 矢崎主幹

○主幹兼振興係長 それでは64ページをお開き願います。まず、26年度の料金等を25年度と比較しますと、農作業賃金に変更はありません。次に機械による作業料金につきましては、水田耕起については5,900円から6,000円に、刈取脱穀は17,000円から17,100円に、それぞれ100円の引き上げとなります。その他の作業料金については変更ありません。今回の引き上げ理由は、燃料価格の高騰によるものであります。

次に、畑耕起についてであります。千葉県農業会議では畑の耕起について料金設定をしておりません。今まで大栄地区等畑作地域に配慮し、普通ロータリー使用による料金について成田市独自で設定してまいりましたが、今回は設定しておりません。

資料の1ページをご覧ください。平成25年度の畑及び水田耕起の近隣自治体の状況でございます。成田市は水田耕起より畑耕起の料金が高く設定されておりますが、他の自治体は畑耕起の方が安く設定され、周辺自治体と不均衡な状況にあります。また、香取市、八街市、芝山町は未設定であります。一般的に畑耕起は水田耕起に比べ作業効率がよく、作業時間が短いため、料金は低く設定されるものと思われま。成田市の料金がなぜ高いのか、検証いたしました。

3ページの1.旧算出をご覧ください。25年度の算出にあたりましては、115馬力のトラクターと、それに対応したロータリーを基に算定しておりました。価格はトラクターが845万円、ロータリーが180万円であります。この算定に用いた機械は、農家が使用する標準的な機械に程遠く、これにより算定しますと平成25年度は6,200円、平成26年度は6,300円となります。

このことから、JAかどりの桜田農機センターで聞き取りを行ったところ、トラクターについては40馬力程度が標準的とのことでありま。したので、トラクターを37馬力とし、ロータリーを幅1.9mといたしました。価格については、トラクターは414万円、ロータリーは66万円となり、これにより新しく算出しますと26年度

の料金は5,700円となり、近隣自治体と均衡が取れるものと思われます。

しかしながら、本年度の畑耕起の料金を仮に5,700円と設定した場合、他の料金が一部引き上げられる中、昨年度の料金より500円安くなってしまうことから、議案では畑耕起の料金について計上しておりません。事務局といたしましては、26年度は料金設定をしないで、農家からの要望・問い合わせ等があれば27年度から設定するとの考えで、運営委員会において検討していただき今回の議案となりました。

しかし、小委員会において、原案に賛成いただいたものの「畑作地区の意見を踏まえて検討していただきたい」との意見もありましたので、他の自治体、過去の経過等を踏まえましてご審議いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 先程、小委員長から報告がありましたので、最初に、畑作中心の委員のご意見をお願いします。

(小貫委員の挙手あり)

○議長 小貫委員

○小貫委員 今まで成田市独自で設定していただき、利用する人は「とても有り難いと感じている」と私は思います。先程の事務局からの内容を説明すれば、金額の変更は理解していただけると思うので、今までどおり、是非設定していただきたい。

(根本委員の挙手あり)

○議長 根本委員

○根本委員 金額は5,700円で設定するということですか。

○事務局 設定するというのであれば、新しい算出方法による5,700円で設定したいと思います。

○根本委員 意見に賛成します。

(小貫委員の挙手あり)

○議長 小貫委員

○小貫委員 個人で115馬力のトラクターを持っている人は殆んどおりません。40馬力程度が普通だと思いますので、新しい算出方法で設定していただきたい。私も時々頼みますが、条件がよければ安くなるなど、お互いの話し合いで金額を決めていますので問題ないと思います。

(田代委員の挙手あり)

○議長 田代委員

○田代委員 県農業会議で畑耕起を設定していない理由はなんですか。

○事務局 推測になりますが、水田については土地改良事業等により圃場が整備されておりますが、畑については面積、形状がかなり違い、その上、土質や作業内容によって違いがあります。また、都市部と農村部では立地条件や使用する機械が違うなど、県全体として設定しにくい面があると思います。このようなことから、自治体独自で設定した方がより現実的な金額が設定できるものと考えられます。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 平成26年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金について、を採決いたします。

本案は、畑耕起の作業料金を5,700円と設定し、修正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は、畑耕起の作業料金を5,700円と設定し、修正することに決定しました。以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

次に議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 65ページをお開き願います。議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、でございます。成田税務署より租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認の依頼が1件ございました。相続税の納税猶予税額の免除の確定に当たって、農業相続人が納税猶予の適用を受けている農地等において、20年間農業経営を継続したか否かについて、農業委員会が利用状況の確認をして、税務署に報告するものでございます。

1番、平成7年1月20日から相続税の納税を猶予されている富里市の農業相続人が、平成27年1月19日に免除が確定されるに伴い、平成26年3月17日、第4小委員会で利用状況確認をした結果、東和田の田1筆、1,288㎡につきましては、自ら所有し、自ら農地として使用している状況でございましたので、記載内容のとおり成田税務署に報告するものでございます。

以上で議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第7号の審議を終わらせていただきます。

次に報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 66ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

67ページから69ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、農地を相続等により取得した場合にする届出でございます。内容につきましては記載内容のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

70ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自ら農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転、設定を受けて、農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。

す。内容につきましては記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

71ページをお開き願います。④転用事実確認証明でございます。4条で1件、5条で1件、の証明願がございました。この証明は、転用許可後に申請内容どおりのものが完成しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に報告第2号、農地法第3条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 72ページでございます。報告第2号、取下願について、でございます。

1件の取下願がございました。平成26年2月に大和田にお住いの譲受人が、柏市にお住いの譲渡人より、高の田2筆、4,606㎡及び畑8筆、3,318㎡を贈与により取得したいという農地法3条の規定に基づく許可申請があり、平成25年2月20日開催の第32回総会において審議を行い、許可として議決をしましたが、畑8筆、3,318㎡について農地への復元を断念したため、許可申請を取り下げしたいという願でございます。なお、田につきましてはそのまま許可として取り扱い、許可書を発行しております。

以上で報告第2号、取下願について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(一畝田委員の挙手あり)

○議長 一畝田委員

○一畝田委員 登記地目が畑、現況が畑になっているのに、畑への復元を断念したため許可申請を取り下げたいとはどういうことか。

○事務局 現況畑となっておりますが、かなり荒れており、機械等で回復しないと耕作か出来ない状態でありました。当初見込んでいた復元費用より掛かってしまい復元出来ないということで、今回の取下げとなりました。現況地目ですが、農地復元には苦労すると思われましたが、本人に確認したところ、どうしても復元するというので畑としました。

現況地目について、見た目だけでなく、農地に復元できれば農地として取り扱います。法務局からの照会でも農地に復元できる見込みがあれば、農地として取り扱いたします。

(若松委員の挙手あり)

○議長 若松委員

○若松委員 取下げということは、畑について贈与そのものが受けられないということですか。

○事務局 農地法第3条の許可を受けないと所有権移転ができませんので、贈与は受けられません。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 73ページから77ページでございます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。11件の通知がございました。賃借

人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 78ページから80ページでございます。報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①農地法施行規則第53条第5号の規程による届出(公共事業に伴う廃土処理)が6件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第53条第14号の規定による認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

③千葉県農地転用関係事務指針の規程による届出(軽微な農地改良)が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。以上で報告第4号を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 82ページから83ページでございます。報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。法務局及び税務署の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より1件、千葉地方法務局成田出張所より9件及び千葉東税務署より1件の農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。以上で報告第5号を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第5号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第33回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時23分 閉会)